たつくす

16号

'89.8.



新宿間税会

着任のごあいさつ

新宿税務署長
河　村　修　司

新宿間税会の皆様方には、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

私は、この度の人事異動により、足立税務署から参りました河村でございます。

新宿間税会の皆様方には、平素から間税行政はもとより、税務行政全般にわたり、深いご理解と多大なご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

貴会に置かれましては、田尾会長さんをはじめ、役員の皆様、会員の皆様方の御努力により、極めて活発な会活動を通じまして、大きな成果をあげておられると伺っております。特に、この度の消費税導入に伴いまして、間税関係の諸団体と力を合わせ、いち早く組織の変更が行なわれ、新しい税制にむけてスタートされたことは、税務に携わる私どもにとりまして、誠に心強い限りでございまして、皆様方の絶大なる御努力と御熱意に心から敬意を表す次第であります。

さて、本年４月１日から実施されました消費税につきましては、早期・円滑な定着にむけて、「積極的な広報」、「親切な相談」、「適切な指導」を３本柱としまして、説明会等を通じ、その周知に努めてきたところでありますが、事業者の方々には、消費税はおおむね御理解いただき、着実に定着しつつあるのではないかと考えております。

しかし、これまで、消費税だけが議論される傾向があったことから、特に、税の負担者である一般消費者に対するＰＲが十分でなかったきらいがあります。

消費税の円滑な定着のためにも、所得税・住民税の大幅減税を含む税制改革の全体像と消費税の位置づけ等について、サラリーマンや主婦層を中心とした消費者に理解してもらう必要があります。

税務署と致しましては、各方面に対しまして説明会の開催を積極的に働きかける一方、消費者向けチラシの配布を行なうなど、一般消費者への広報および説明に傾注しているところであります。

また、事業者の方々に対しましては、今後発生する申告・納付に備えての各種説明会を実施するなど、きめ細かな説明・相談・指導に、なお一層の努力をいたしていく所存でございます。

さらに、税務行政の根幹は、常に適性公平な課税の実現と行政の円滑な運営を図ることにあり、そのためには、皆様方のご意見や御要望を十分に拝聴しながら、信頼される税務署を目指して努力してまいる所存でございます。

しかしながら、これらの課題の実現は、納税者の皆様方の御理解と御協力なくしては、成し得るものではありません。このことからも私どもといたしましては、皆様方関係民間団体のより一層のご努力と御活躍を大いに御期待申し上げているところであります。

どうぞ、今後ともより一層の御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

終りになりますが、会員の皆様方の御健勝とご事業の御繁栄を心から祈念いたしまして挨拶とさせていただきます。

お別れのごあいさつ

前新宿税務署長
林　　義　雄

残暑ひとしお身にこたえる日が続いておりますが、新宿間税会の皆様には、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、私はこの度の定期異動をもちまして長年勤務いたしました税務の職場から退かせていただくことになりました。

昨年７月、新宿税務署長として着任して以来、この１年間、皆様方から税務行政全般にわたり、深いご理解と多大のご協力を賜りましたことに対し、心から厚く御礼申し上げます。お蔭をもちまして各税の事務が円滑に推移するところとなり、誠に有難うございました。

さて、税務を取り巻く環境は税制改革により大きく変化し、税務に携わる者にとっても極めて厳しい状況にあります。本年４月１日に消費税が導入されましたが、この間、執行面では、さしたる混乱もなく順調に運営されてきました。しかし、何分にもなじみの薄い税でありますから、これを正しい認識のもとに定着させるには、まだまだ多くの時間がかかるものと思われます。そのためにも新宿税務署としては、今後ともその広報や指導に、なお一層の努力をしていくことと思いますが、会員の皆様方には、どうかその趣旨をご理解いただき、今後とも新宿税務署に対する一層の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

幸い当会は、税に対する真の理解者として各種の活動を通じ、税の正しい認識、普及に努力されております。そして今後も「新宿間税会」と新しい名称のもとに、新会員も加わり、更なる躍進が大いに期待できるところであります。ここに改めて皆様方のご尽力に対し心から敬意を表するとともに感謝申し上げます。

終りになりましたが、新宿間税会が魅力ある会としてますます発展されますことと、会員の皆様方のご健勝と御繁栄を祈念致しましてお別れのあいさつとさせていただきます。

新任河村署長さんを迎えて



新宿間税会
会長　田尾　有一

残暑なおきびしい中、会員の皆様には、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、この度ご当局の定期異動で、前林署長さんが退官され、新たに河村署長さんを、お迎えすることとなりました。顧みますと、前林署長さん在任期間は、消費税に明け、消費税に暮れた大変御多忙かつ、御苦労な一年間ではなかったかと思われます。そのうちで前林署長さんはじめご当局幹部の方々には、我々間税会に対し消費税の説明会・会の運営ならびに会員増強にと一方ならぬ御支援を賜り、ここに深く感謝する次第でございます。

また、前林署長さんに置かれましては、ご健康に留意され、今後のますますのご活躍をご期待申し上げます。

当間税会も消費税の施行に伴い、すでに御通知申し上げておりますように益々の発展を期して、名称を新宿間税協力会より新宿間税会へと改め、会員皆様方のご協力を得て、気分を一新して、頑張っていく所存でございます。幸いに前林署長さんはじめ幹部の方々の多大の御尽力により、酒販部会・映画、演劇部会、ならびに石油商部会の新しい会員多数の御入会をいただき大変心強い次第でございます。

我々を取り巻く経済環境は、内需拡大に支えられ好景気を持続しております一方、内政面では、大変不安定要素が続出しており、消費税の行方とともに注目されるところであります。このような中にあって、当間税会活動の必要性は、ますます強まっており、新任の河村署長さんはじめ、ご当局幹部の方々の倍旧のご理解、御協力をいただきまして円滑な運営を図る所存でございます。なにとぞ、ご指導ご鞭達のほど、重ねてお願い申し上げる次第でございます。終に、会員皆様方ならびに、ご当局幹部の皆様方のご健勝をお祈り申し上げましてごあいさつといたします。



昭和63年度

定　期　総　会

昭和63年度定期総会が平成元年６月７日（水）午後４時30分より「小田急豪華会議室」において新宿税務署から林署長をはじめ幹部の方々７名をお迎えし、役員を含め会員39名が出席して盛大に開催されました。



議事については、田尾会長を選出し、

(1) 昭和63年度事業経過報告
(2) 昭和63年度決算報告および監査報告
(3) 平成元年度事業計画（案）
(4) 平成元年度予算（案）
(5) 会名称の変更について（案）
(6) 規約の改正について（案）
(7) 役員の改選について（案）

等を慎重審議し、満場一致で可決されました。

特に今回は、平成元年４月１日に適用された「消費税」を中心とした間接税に伴う今後の活動趣旨として、法令の周知徹底を図り、円滑かつ適正な執行確立のために上部団体の意向も配慮のうえ、他の関係民間団体と協調しながら積極的な執務を遂行し、併せて事業者間の情報交換と親睦を目途に従来の新宿間税協力会から「新宿間税会」に名称を改めることに決議した。

また、組織の拡充を図るために第一種部会を廃止し、地区部会別に改めるとともに酒販部会、映画・演劇部会、石油商部会を新設した。





なお、役員の改選にともない新任は次の方々です。

◆新任

副会長	田中　孝弘	㈲田中　定吉
	北林　勇三	㈱ヒューマックスシネマ
常任理事	金原　正義	㈱金　商
	河野　健二	㈱カワノジェム
	幾野　良一	小　西
理　事	宮武　和良	㈱アリミノ
	石神　司郎	熊野屋質店
会計監事	高見澤惇一	コニカ㈱

◆退任

常任理事	磯野　清正	㈱磯野商店
	金原　市郎	㈱金　商
理　事	金原　正義	㈲キンバラ
	鮎沢　勝元	光和宝石㈱
	川野　健二	㈱カワノジェム
会計監事	岡部　光伸	コニカ㈱

総会終了後は、林署長をはじめ幹部の方々をまじえて懇親会を開催し、盛大裡に終了しました。

署の人事異動

【着　任】

署長	河村	修司	足立税務署長
副署長(総担)	安東	雅春	板橋副署長
副署長(所担)	守屋	隆喜	教育二部教授
間税特官	鈴木	精一	日本橋間税特官
間税1統括官	民部田藤吉		葛飾間税統括官
間税2統括官	飯島	正和	戸塚資産税上席
間税総括上度	崎	豊	横須賀上席
間税2上席	押川	和紀	局間税部酒税課
間税2事務官	橋本	裕之	銚子間税

【離　任】

署長	林	義雄	辞職
副署長	田中	守平	辞職
副署長	石川	清富	東審、審判官
間税1統括官	首藤	壽雄	局間税部情報官補佐
間税2統括官	川田	泰弘	局間税部特官付主査
間税1上席	柘植	孝夫	青梅間税上席
間税2上席	岩元	聖二	四谷間税上席
間税調査官	菊地	俊明	新宿法人調査官
間税事務官	川崎	義広	雪谷間税
間税事務官	中里	都	神田間税調査官

青年部・婦人部研修会のお知らせ

横浜税関と人形の家見学

日　　時　平成元年10月13日（金）
会　　費　5,000円（予定）
集合場所　新宿西口朝日生命ビル前
集合時間　8時15分（出発30分）
申 込 先　参加希望者は電話で
　　小田急百貨店　商品管理課
　　03-342-1111 内線 2242
　　三　上　　薫
募集人員　50名（先着順）
　　乗り物　小田急デラックスバス





活　動　日　誌

64.1.1　会報「たっくす」第15号発行
1.4　新年挨拶会（八団体）
役員４名出席　於　新宿税務署
1.1.25　税務連絡懇談会
会長出席　　於　新宿税務署
1.1.25　消費税の説明会開催
◆講師　首藤第一間税統括官
◆講演　(1)　消費税のあらまし
(2)　第一種物品税の還付方法について
1.4.26　理事会　役員25名出席於新宿税務署
定期総会運営の件　他
1.5.11　税務連絡懇談会
会長出席　　於　新宿税務署
1.6.7　定期総会　会員39名出席
於　小田急百貨店八階　豪華
1.6.15　税務連絡懇談会（総会）
副会長・常任理事・事務局長４名出席　　於　新宿税務署
1.6.26　編集会議　於　京王百貨店事務館八階

上部団体の活動

64 1.6　城西地区連合会会長による局新年表敬訪問
1.1.20　城西地区連合会役員会
役員７名出席　於　練馬税務署
1.1.23　全管単位協力会正副会長会議
会長・副会長２名出席
於　竹橋会館
1.3.27　民間連研修会
青年部・婦人部会員８名出席
於　大手町農協ホール
1.4.3　城西地区連合会会長会議
常任理事・事務局長２名出席
於　桜台東海銀行
1.4.21　城西地区連合会役員会
役員７名出席　於　練馬税務署
1.5.16　消費税等研修会
婦人部26名出席
於　大成建設大ホール
1.5.19　城西地区連合会会長による総会案内表敬訪問
1.5.22　局間連定期総会
役員４名出席　於　東中野日本閣
1.6.2　城西地区連合定期総会
役員14名出席　於　東中野日本閣
1.6.21　城西地区連合会前田会長の叙勲受賞祝賀会打合わせ会　於　練馬税務署



役員の紹介

◇会長

田尾　有一　㈱アリミノ
（化粧品部会長）

◇副会長

篠塚　　孝　㈱小田急百貨店
（百貨店部会）

千野　通明　千野時計店
（時計小売部会）

遠藤　孝行　㈱カメラのさくらや
（総合部会長）

中村　　充　㈱京王百貨店
（百貨店部会長）

前田　豊作　㈱ココ山岡宝飾店
（第一地区部会長）

伊藤　文男　伊藤宝石㈱
（第五地区部会長）

田中　孝弘　㈲田中定吉商店
（酒販部会長）

北林　勇蔵　㈱ヒューマックスシネマ
（映画演劇部会長）

坂野　　広　㈱山広商店
（石油商部会長）

◇常任理事

福島　明憲　㈱アリミノ
（化粧品部会）

金原　正義　㈱金　商
（第四地区部会長）
（青年部長）

阿竹　みゑ　㈱アタケ
（第一地区副部会長）
（婦人部長）

渡辺　博道　渡辺商事㈱
（住友ビル部会長）

松村　輯三　㈱京王百貨店
（百貨店部会）

浜野　一郎　㈱新宿ステーションビルヂング
（新宿駅ビル部会長）

林　　秀一　林時計眼鏡店
（時計小売部会長）

川野　健二　㈱カワノジェム
（質屋古物屋部会長）

大竹　信弘　小島屋乳業製菓㈱
（飲料部会長）

西城　隆顧　㈱ベックス
（弱電部会長）

森田二三絵　㈲　蕃
（第三地区部会長）

佐藤　昌教　㈱三　粧
（化粧品部会長）

幾野　良一　小　西　（酒販副部会長）

◇理事

高野吉太郎　㈱新宿高野アクセントパーラー
（第一地区副部会長）

庄野　芳博　桂屋庄野商店
（第二地区部会長）

野瀬　　力　㈱三越新宿店
（百貨店副部会長）

山岡保之助　㈱審美堂
（新宿駅ビル副部会長）

星野　孝之　星野時計店
（時計小売副部会長）

石神　司郎　熊野屋質店
（質屋古物屋副部会長）

井元　清彦　東京音響㈱
（弱電副部会長）

松尾　志郎　㈱松尾宝飾
（第五地区副部会長）

森田藝美子　㈱光　蔵
（住友ビル副部会長）

小林　　均　億　泉㈱
（第一種第五地区）

清水　隆也　㈱旭商店
（住友ビル部会）

小井戸都市　㈱三起堂
（第二地区副部会長）

宮武　和良　㈱アリミノ
（化粧品部会）

◇会計監事

高見澤惇一　コニカ㈱
（写真光学部会）

小林　英雄　㈲小林時計店
（時計小売部会）

◇相談役

小橋　一弘　コーヒー専科ＮＯＡＨ

◇事務局長

三上　　薫　㈱小田急百貨店
（百貨店部会）

消費税の届出はお済ですか

◎　私たち事業者は、消費税の届出等の要件に当てはまる場合、所轄の税務署長に対し、その旨を記載した届出書等を提出する必要があります。

この届出書等の用紙は、最寄りの税務署に用意してあります。

それでは、主な届出書について説明しましょう。

1.　基準期間の課税売上高が3,000万円を超えるとき

前々年または前々事業年度（これを基準期間といいます）の課税売上高が3,000万円を超える事業者で、まだ「消費税課税事業者届出書」を提出されていない方は、お早めに提出致しましょう。

2.　簡易課税制度を選択するとき

基準期間の課税売上高が5億円以下の事業者で、課税売上高のみから消費税の納付税額を計算できる簡易課税制度を選択される方は、平成元年10月2日（本来、9月30日までですが、9月30日が土曜日、10月1日が日曜日に当たるため）までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出することになります。

3.　課税事業者を選択するとき

基準期間の課税売上高が3,000万円以下の事業者（免税事業者）で、多額の設備投資を予定している方などは、課税事業者を選択することにより消費税の還付を受けられる場合があります。この課税事業者を選択される方は、平成元年10月2日までに「消費税課税事業者選択届出書」を提出することになります。

4.　課税期間の短縮を選択するとき

消費税の納付税額の計算の基礎となる期間、つまり課税期間は、個人事業者は暦年、法人は事業年度ですが、この課税期間を3か月に短縮することを選択される方は、「消費税課税期間特例選択届出書」を提出することになります。

◎　消費税の課税事業者で、本年4月、5月、6月決算法人と7月決算法人の方々については、本年10月2日が消費税の申告・納付期限となります。

なお、詳しく知りたい方は、お気軽に最寄りの税務署（間税部門）または税務相談室でお尋ね下さい。親切ていねいに教えてくれます。

OLYMPUS
100mmを越えた
スーパーズーム・イズム。
IZM
〔38mm-105mmズーム〕
IZM300 QUARTZ DATE | 新発売
希望小売価格（税別）¥64,000（グリップストラップ・ソフトケース付）
カタログ請求 〒163-91 東京都新宿区西新宿1-22-2 新宿サンエービル オリンパス光学工業（株）宣伝部間税係

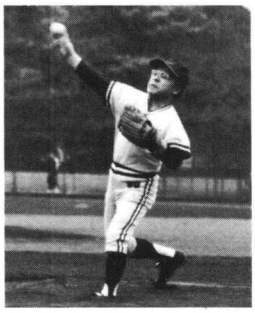

㈱ヒューマックスシネマ
常務取締役
北林勇蔵氏

初めまして、インタビューのページです。はじめて『たっくす』を御読みになる方は、何をインタビュー？　と思われることでしょうネ。この頁、今まで、物品税を納めていた方、宝石屋さんとか、カメラ屋さんとか、物品税協力会の方々を、会の方々へ、ちょっぴり、詳しく、立入ってご紹介する頁でした。この度、石油商組合員、酒販組合員、映画・演劇業者が、会に入会され新たに、強い力となり大きくなりました。これからは、一層いろいろの分野の仕事の方にお会いして、ご報告できることをすごく楽しみにこのページ作りに励みますので、皆様も楽しみにして下さいネ。

Q　新宿といえば歌舞伎町といわれるいま、それも、その中心地球会館そして映画というと、一度、お話をうかがってみたかったんです。結構怖いというイメージを持ってますから。

A　それは、困りますネ、でも僕自身、映画関係の仕事をするとは思わず、結局この道でごはんを食べてきてしまいましたから、（ちょっと僕も意に反するという顔）僕達あのコマ劇場もミラノ座の人も、あの怖いイメージは困っています。四世会というのを作っていろいろあの中央の警備に当たったり努力しているのです。大久保病院跡に、明るいショッピング場ができて人の流れも変わるし、そうならないかと考えているんです。

昭和21年建築部に入社した時は、地球座を作るのでと、亡くなられた会長に言われ入ったんですが、営業も、そして入り口に立って頭を下げることもさせられ、各劇場の支配人もして、今は映画選びもします。

Q　ワー。映画当たるとうれしいでしょう。

A　そうですね。

Q　どうやって選ぶのですか。

A　今は大体何系で、配給ですから、配給会社が持ってくるのです。ですから同じのばかり。

Q　最近は、そういえば、ヨーロッパの映画見かけないですね。

A　昭和30年頃の、映画ブームの頃は、なにしろ何やっても儲けたし、ヨーロッパのが多かった。今は、ほとんど、アメリカもので、30億円とか、映画と同じだけの宣伝費をかけたりしたものがうけやすいですネ。映画は、子供も、大人も楽しめないといけない。以前のように、大人だけの映画はすくなくなりました。時の流れで、いろいろ変わりますネ。これからは、レジャーと考えて夜もやるように地球座もしたんですよ。

Q　そうです。大人の映画を仕事の後見たくても、無理でしょ、結局、家に帰って、ビデオやテレビで終るのは、つまらない。夜のレジャーとしてうれしいニュースです。ところで、北林さんは、仕事の時以外は何をしていらっしゃるのですか？

A　今は、鳥を飼って、手乗りにしたり楽しんでいます。のめり込みますので、随分犬も飼いましたし……。ゴルフとかは、好きでないのですが、野球などは、チームを作って、がんばりましたネ。秋田ですから、今でも冬はスキーを子供達とします。そのうち、孫と、と思ってます。

Q　外のイメージと内のことは、やはり違うのですね。趣味もたくさんあって……。どうぞ、これからも、今までの入場税協力会の方々もよろしくお願い致します。

A　こちらこそ。

新宿駅をはさんで、２つの顔を持った新宿は大変におもしろい町です。この中の一つ一つのお仕事をこれから、ご紹介させていただきます。

署からのお知らせ

消費に広く薄い負担を求める「消費税」が平成元年４月１日から導入されました。

個別間接税が直面していた問題を根本から解決し、税制全体の負担の公平感を高めるため、消費に広く薄く負担を求める「消費税」が平成元年４月１日から導入されました。

消費税とはどんな税でしょうか。

●消費税とは●

- 消費税は物品、サービスの売上げ（国内において事業者が事業として対価を得て行う資産の譲渡、資産の貸付け及び役務の提供）並びに輸入品（保税地域から引き取られる外国貨物にかかります。
- 消費税は価格に上乗せされ、最終的には消費者が負担します。

  税務署への納税は、製造、卸、小売、サービスなどの各事業者に行っていただきます。

  輸入品にかかる消費税については、輸入者に税関へ納めていただきます。
- 消費税は各取引段階で課税されます。また、生産、流通の課程で二重三重に税がかかることのないような仕組みがとられています。

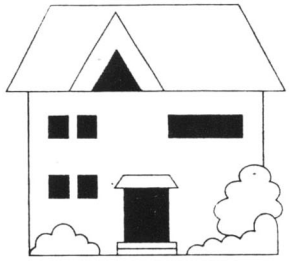

●消費税のポイント●

＜低い税率＞

税率は３％で売上税より低く、外国に比べても極めて低くなっています。

＜計算は年１回、申告、納付は２回＞

課税期間は原則として１年なので、税額の計算が必要なのは確定申告・納付の年１回だけです。また、申告・納付は確定申告納付、中間申告・納付の年２回です。

＜納税の事務負担の軽減の工夫＞

事業者の納税の事務負担を減らすため、簡易課税制度を設けたり、売上税のときの税額票のような書類を不要とするなど、様々な工夫がされています。

＜非課税範囲の限定＞

消費税は広く薄くほとんど全ての取引にかかります。非課税は金融、資本取引などのほか医療、福祉、教育の一部とし、売上税のときに比べ、非常に限定されています。このため、取引を課税分と非課税分に分ける手間が省け、納税事務は極めて簡単になります。

＜円滑・適正な転稼のための対策＞

消費者、事業者に対し、消費税が転嫁を予定したものであることを幅広くきめ細かく説明していくこととしています。

独占禁止法の特別措置として、暫定的に、中小事業者が消費税分の上乗せを申し合わせることなどを認めることとしています。

＜消費税の増収を差し引いても大幅な減税＞

所得税などの大幅な減税や物品税などの個別間接税の廃止により、消費税の導入などによる増収分を入れても、全体で差し引き２兆６千億円（昭和63年度ベース）の減税となっています。

消費税は、簡素で、中小事業者の事務負担に配慮した仕組みになっています。

● 消費税の納付税額の計算（原則）は次のとおりです。●

$$\text{納付税額}=\underbrace{\text{年間課税売上げ（税抜き）}\times\frac{3}{100}}_{\text{売上げに対する税額}}-\underbrace{\text{年間課税仕入れ（税抜き）}\times\frac{3}{100}}_{\text{仕入れに含まれる税額}}$$

- 税込み経理の場合には、$\frac{3}{100}$ に代え、$\frac{3}{103}$ を用います。
- 税額の計算は、課税期間（個人は歴年、法人は事業年度）中の売上げに対する税額から、同じ期間中の仕入れに含まれる税額を差し引くだけです。
  仕入れに含まれる税額の方が多ければ、還付されます。
- 仕入れに含まれる税を控除するのは税が累積しないようにするためです。
- 仕入れには商品の仕入れのほか事務用品の購入や設備投資ほど事業のための購入はすべて含まれます（ただし、給料・賃金は含まれません）。
- 仕入れの計算は、帳簿の記録や納品書、請求書などによって行うので簡単です。
- 免税事業者や消費者から仕入れた場合にも仕入れ税額を控除できます。

●前々年（前々事業年度）の年間課税売上げ（税抜き）3,000万円以下の事業者の方

……**免税**

- 消費税を納める必要はありません。
- 輸出業者などの還付を受けられる事業者の場合は、選択により納税義務者となることもできます。

●前々年（前々事業年度）の年間課税売上げ（税抜き）5億円以下の事業者の方

……**簡易課税制度**

- 売上げのみから納付税額を計算できる仕組みが選択できます。

$$\text{納付税額}=\text{年間課税売上げ（税抜き）}\times 0.6\,\%\text{（卸売業者は}0.3\,\%\text{）}$$

仕入れに含まれる税額を課税売上げに対する税額の8割（卸売業者は9割）とみなします。
その結果、0.3％＝（1－0.9）×3％）。

なお、いったんこの制度を選択した場合、2年間は変更できません。

●その年（事業年度）の年間課税売上げ（税抜き）6,000万円未満の事業者の方

……**限界控除制度**

- 免税事業者とのバランスを考慮し、納付税額の全部または一部が軽減されます。

$$\text{納付税額}=\text{本来納付すべき税額}\times\frac{\text{年間課税売上げ（税抜き）}-3{,}000\text{万円}}{3{,}000\text{万円}}$$

たとえば、年間課税売上げ（税抜き）4,000万円の事業者は、本来納めるべき税額の3分の1を、5,000万円の事業者は3分の2を納めればよいことになります。
また、課税事業者でもその年（事業年度）の課税売上げ（税抜き）が3,000万円以下であれば、実際の納税額はゼロとなります。

署からのお知らせ

消費税の「弾力的運営」に係る規定等について

1. 税務執行の弾力的運営

平成元年９月30日までは、広報・相談・指導を中心に税務を執行する。
なお、事業者の不慣れによる計算誤り等が生じることを十分に考慮して「悪質な不正事案を除き」調査は行わず、また、過小申告加算税は課さない。
（税制改革法第17条第２項）

2. 提出書類の期限の猶予

平成元年３月31日までに提出することとされている各種届出書については、その提出期限を平成元年９月30日まで延長する。
（消費税法施行令附則第７、13、16条）

対　象

(1) 納税義務の免除の適用を受けない旨の届出書
……免税事業者の課税選択

(2) 仕入れに係る消費税額の控除の特例の適用を受ける旨の届出書
……簡易課税選択

(3) 課税売上割合に準ずる割合に関する承認

(注) 課税事業者となる旨の届出書は、速やかに提出することとされていますが、その提出期限については弾力的に取り扱うことになっています。

3. 申告・納付期限の猶予

平成元年９月30日までに申告・納付期限が到来する確定申告については、その期限を平成元年９月30日まで延長する。
（措置法施行令第86条の４第１項）

確定申告書

本法では「当該課税期間の末日の翌日から２月以内」に提出 ⟶ 措置法で「平成元年７月30日前に終了する課税期間については、平成元年９月30日まで」に提出

4. 個人事業者の申告・納付期限の猶予

個人事業者の申告・納付期限について平成３年分までは、翌年３月末日に変更する。
（措置法施行令第86条の４第２項）

本法では「当該課税期間の末日の翌日から２月以内」（毎年２月末まで）に提出 ⟶ 措置法で「……３月以内」（毎年３月末まで）に提出

平成元年４月から印紙税法の一部が変わりました。

● 次の文書については、平成元年４月１日以後に作成するものから印紙税は課税されないことになりました。

なお、これ以外の文書に対する課税の範囲、税率の変更はありませんが、旧第５号文書（株券等）以下の番号が変わります。

○ **物品切手**（旧第４号文書）

百貨店などの商品券、贈答品などの預り券、景品券、ワイシャツ券など

○ **永小作権、地役権、質権、抵当権、租鉱権、漁業権又は入漁権の設定又は譲渡に関する契約書、無体財産権の実施権又は使用権の設定又は譲渡に関する契約書**（旧第14号文書）

○ **賃貸借又は使用貸借に関する契約書**（旧第16号文書）

建物賃貸借契約書（㊟　土地賃貸借契約書は引き続き課税文書です）、機械賃貸借契約書など

○ **委任状又は委任に関する契約書**（旧第17号文書）

委任状、売買委託契約書、口座振替依頼書など

○ **物品又は有価証券の譲渡に関する契約書**（旧第19号文書）

物品売買契約書、物品交換契約書など

（注）従来、これらの号に所属が決定されていた文書でも、他の号にも該当していたものは、引き続き課税文書に該当する場合がありますから、注意してください。

● 印紙税のかかる文書には、同じ種類の文書であっても、その文書に記載されている金額によって、納める印紙税額の異なるものがありますから、文書を作成する際には間違いのないようによく注意してください。

また、印紙税を誤って納めたときは、一定の手続きにより還付を受けることができます。

● **消費税の金額が区分記載された領収書等**

消費税の金額が具体的な金額で区分して記載された、建物売買契約書等の第一号文書、請負契約書等の第２号文書及び領収書等の第17号文書については、その消費税の金額は記載金額に含めないこととされています（したがって、手形（第３号文書）や債権の譲渡契約書（第15号文書）に、この取扱いはありません。）

（例）①請負金額　1,000万円
　　消費税額　30万円
　　計　1,030万円
　②請負金額　1,030万円
　　うち消費税額　30万円

①、②とも、記載金額は 1,000万円で、印紙税額は１万円となります。

また、消費税の金額のみの受取書の印紙税は一率200円となりますが、その消費税の金額が３万円未満の場合は非課税です。

● **印紙税を納めなかったときは**

印紙税のかかる文書を作成した人が、印紙税を納めなかったときは、たとえ印紙税がかかることを知らなかったり、収入印紙をはり忘れた場合であっても、納めなかった印紙税の額の３倍（調査を受ける前に自主的に不納付を申し出たときは1.1倍）の過怠税が課税されます。また、文書にはり付けた収入印紙に消印をしなかったときは、その消印しなかった収入印紙の金額と同じ金額の過怠税が課税されます。はり忘れなどには十分ご注意ください。

◎ 今回の改正内容や印紙税についてはお分りにならないことや、もっと詳しくお知りになりたいことがありましたら、新宿税務署間税部門へ気軽におたずねください。

課税文書に当たるかどうかをおたずねのときは、文書（又は写）を持参してください。

『スポーツ』

新宿税務署間税部門
山　地　哲　也

現在の私の趣味といえば、いろいろなスポーツを楽しくすることです。

本来、趣味というのは、職業以外のことを根気よく長く続けることではないかと、思うのですが、性格が浮気性なのかなかなか一つのことを続けられません。今まで一番長く続いた趣味といえば、小学校から高校３年までの12年間記念切手の収集をしたことです。（今でも時々買うことがあります。）小学生の頃は、小遣いのほとんどを切手代金に当てていたように思います。

一口に、「私の趣味は、食べること（美食）です。」といえばそれは、一生の趣味になるかもしれませんが、お金のことを考えるとなかなかそうも生きません。

それで、私が趣味としていろいろなスポーツをしようと思ったのは、今の環境が手軽にいつでもどこでもできるということからです。またひとつのスポーツに没頭しないのは、年令、体力等によっていつか挫折せざるをえない状況になった場合、寂しくなってしまうのではないかと思うからです。

私は、今までいろいろなスポーツを楽しんできましたが、現在も続けているのが、冬はスキー、スケート・夏は、水泳、一年間を通して野球、ソフトなどです。最近は、身近にボーリングの好きな人が数人いるので、ボーリングをする機会も増えています。

出身が北海道のため、スキー、スケートを続けていますが、特に、スケートは、中学３年間、家が農家で水田が近くにあったことから、冬になると水田に積もった雪を踏み固め、水を撒いて一日置きます。すると、朝にはきれいな私設スケート場に早変わり。冬の間は、昼間の気温もマイナスのため、一度作ったら後は、積もった雪を取り除くことと、補修工事として、時々夜一面に水を撒くことです。そこで、時間があれば毎日のように滑っていました。ただ、天の声かどうかわかりませんが、中学３年生の１月、（高校受験のとき）足を骨折し、50日間の入院。これは試験に「スベル」ことはだめということだったのかもしれませんが、松葉杖で試験場に行ったことが今でも一生の不覚として忘れられません。



今は、みんなで楽しく出来るスポーツをするというより、汗をかいた後同じことをした仲間で、話をしながら楽しくビールを飲むといったほうがよいのかもしれません。

例えば、冬の寒いとき、スキーをした後、ロッジで飲むビールは格別ですし、夏の暑い時、水泳をしたあと浜辺で飲むビール、野球・ソフトの後他人のプレーを褒めたり、けなしたりして飲むビールは本当においしいものです。

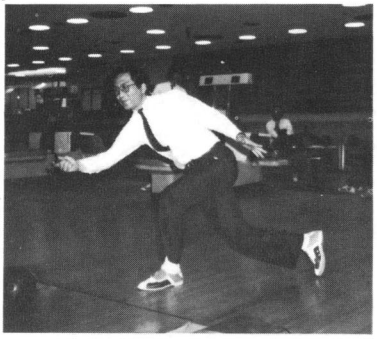

私にとって、スポーツが趣味というのではなく、スポーツの後、仲間と楽しく酒を飲むことが一番の趣味なのかもしれません。

私は、今36才ですが、30代は現在しているスポーツ、40代はゴルフ、50代は子供が始めたスポーツ、60代はゲートボール。70代は競歩、80代は犬と散歩……。

年令と体力にあったスポーツを趣味として続けて行きたいと思っています。